

元長薬発第 1102 号
令和 2 年 2 月 19 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を
踏まえた対応について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について、日本薬剤師会より別添のとおり通知がありました。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、新型コロナウイルスについての相談・受診の目安が取りまとめられたとのことです。

本目安に基づき、来局者等に対し適切な対応をとることが求められています。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会（部会）会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

<参考>

- ・新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

長野県薬剤師会

担当：保険医療課 中島・大塚・桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15

Tel.0263-34-5511 FAX0263-34-0075

E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日 薬 業 発 第 4 2 6 号
令 和 2 年 2 月 1 9 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を
踏まえた対応について

標記につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、新型コロナウイルスについての相談・受診の目安が取りまとめられたとのことです。

本目安に基づき、来局者等に対し適切な対応をとることが求められています。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和2年2月18日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた
対応について

標記について、別添写しのとおり、各都道府県等衛生主管部（局）薬務主管課宛てに事務連絡を発出しましたので、御了知いただくとともに、適切な対応がなされるよう、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

<参考>

- ・新型コロナウイルスを防ぐには
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>
- ・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

事 務 連 絡
令和2年2月18日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた
対応について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の新型コロナウイルス感染症対策
専門家会議において、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症についての相
談・受診の目安」が取りまとめられ、昨日公表されたところです。

各薬務主管課におかれては、医薬関係者が従事する施設等の職員が正しい知
識を持つとともに、職員も含め、来局者等に対し、適切な対応がなされるよう、
周知等の適切な対応をお願いします。

また、貴管下の薬局開設者、医薬品販売業者、関係機関及び関係団体等に対し、
御周知願います。

<参考>

・新型コロナウイルスを防ぐには
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>

・新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。